

制定 令和 6 年 1 月 2 9 日  
産業保安グループ 高圧ガス保安室

令和 3 年 1 1 月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されました。

令和 4 年 6 月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7 項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約 1 万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年 1 2 月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和 5 年 3 月には告示等にも対象を広げた工程表が策定されました。

一括見直しプランでは、令和 4 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 2 年間で集中改革期間と位置づけており、工程表中の各条項においても、当該 2 年間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところです。

これを受けて、高圧ガス保安法令等について、下記のとおり整理しました。

なお、本整理や上位の政省令等について、今後も不断の見直しを行う予定です。

<参考>デジタル臨時行政調査会の取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

## 記

### (1) 「目視規制」について

別表 1 に掲げる告示における目視による調査、巡視及び点検については、これらの条項の規定上、ドローンによる遠隔監視技術の活用や AI による診断など、デジタル技術の活用を妨げるものではない。

なお、巡視・点検の実施者は、点検の目的、被点検対象の性質等を考慮した上で実施方法を判断されたい。

### (2) 「常駐専任」について

別表 2 に掲げる内規における常駐・専任規制については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、その業務を行うに際して特定の場所への常駐を必ずしも求めるものではなく、また、複数の施設等における当該業務の兼任を必ずしも妨げるものではない。このため、実施すべき業務に支障が生じない範囲において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用し、遠隔で職務を実施することとして差し支えない。

なお、デジタル技術の活用に当たっては、当該規制の目的等を考慮した上で、実施方法等を判断されたい。

### (3) 「対面講習」について

別表 3 に掲げる講習については、これらの条項の規定上、当該講習に係る申込・受講・修了証の発行の全てのプロセスにおいて、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用を妨げるものではない。例えば、高圧ガス保安協会が実施する高圧ガス移動監視者講習では、オンライン講習が実施されているが、さらに、デジタル技術を活用した修了証の発行を行うなどが考えられる。具体的には、各講習実施主体が案内する講習会の受講手続を確認いただきたい。

別表 1（目視規制関係）

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示	平成 28 年 6 月 30 日 経済産業省告示第 184 号	第 53 条
製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示	昭和 50 年 8 月 1 日 通商産業省告示第 291 号	第 1 条の 7 第 2 号
容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示	平成 9 年 3 月 25 日 通商産業省告示第 150 号	第 24 条第 2 号、第 27 条、第 28 条の 3

別表 2（常駐専任関係）

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）	令和 2 年 8 月 6 日 20200715 保局第 1 号	(2) 一般則の運用及び解釈について：第 64 条関係、第 66 条関係、第 72 条関係、第 78 条関係 (3) 液石則の運用及び解釈について：第 62 条関係、第 64 条関係、第 70 条関係、第 76 条関係 (4) コンビ則の運用及び解釈について：第 23 条関係、第 25 条関係、第 33 条関係

別表 3（対面講習関係）

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
一般高圧ガス保安規則	昭和 41 年 5 月 25 日 通商産業省令第 53 号	第 49 条第 17 号・18 号
液化石油ガス保安規則	昭和 41 年 5 月 25 日 通商産業省令第 52 号	第 48 条第 14 号・15 号

## （留意事項）

上記の表については、別添のデジタル庁公表資料（高圧ガス保安法部分抜粋）における記載に不明確な点があるため法令等名称等に相違がありますが、示すべき内容自体には変わりありません。

アナログ規制を定める通知・通達等の点検対象条項一覧表  
(高圧ガス保安法関係告示・通達抜粋)

令和5年1月1日現在

No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管庁省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の種類	現在Phase	見直しPhase	見直し要否 ※見直し「否」かつ、現在Phaseが2又は3の場合は、見直しを要する	見直し完了時期 ※「令和5年中」としているものには、期に留意する	見直し完了時期が令和6年以降になる場合の理由
70	告示	国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容 器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定 める告示	平成28年6月30日経済産業省 告示第184号	経済産業省	第45条第1号表D-4	目視による容器の膨らみの 確認	目視規制	1-①	1-①	否		
71	告示	国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容 器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定 める告示	平成28年6月30日経済産業省 告示第184号	経済産業省	第53条	目視等による附属品の外 観検査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
73	告示	製造施設的位置、構造及び設備並びに製造 の方法等に関する技術基準の細目を定める告示	昭和50年8月1日通商産業省 告示第291号	経済産業省	第10条	目視による貯蔵の沈下状 況の検査	目視規制	3	3	否		
74	告示	製造施設的位置、構造及び設備並びに製造 の方法等に関する技術基準の細目を定める告示	昭和50年8月1日通商産業省 告示第291号	経済産業省	第1条の7第2号	巡視等の保安活動	目視規制	1-①	2	要	令和5年中	
78	告示	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施 者の認定に係る事業所の体制の基準を定める 告示	平成17年3月30日経済産業省 告示第86号	経済産業省	第10条第2項第3号ロ	目視等による高圧ガス設 備の検査	目視規制	3	3	否		
79	告示	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施 者の認定に係る事業所の体制の基準を定める 告示	平成17年3月30日経済産業省 告示第86号	経済産業省	第10条第2項第4号ロ(1)	目視等による高圧ガス設 備の検査	目視規制	3	3	否		
81	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再 検査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省 告示第150号	経済産業省	第3条第1号表D	目視による容器の膨らみの 確認	目視規制	1-①	1-①	否		
82	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再 検査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省 告示第150号	経済産業省	第5条第2号イ	目視による非水槽式の容 器の確認	目視規制	1-①	1-①	否		
83	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再 検査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省 告示第150号	経済産業省	第5条第3号	目視による加圧試験	目視規制	1-①	1-①	否		
84	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再 検査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省 告示第150号	経済産業省	第19条第2号	目視による容器等の漏し 試験	目視規制	2	2	否		
85	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再 検査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省 告示第150号	経済産業省	第21条第2項第2号	目視による容器等の漏し 試験	目視規制	2	2	否		
86	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再 検査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省 告示第150号	経済産業省	第24条第2号	目視等による一般附属品 の外観検査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
87	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再 検査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省 告示第150号	経済産業省	第25条第1項第2号	目視による一般附属品 の気密試験	目視規制	1-①	1-①	否		
88	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再 検査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省 告示第150号	経済産業省	第26条第1項第2号	目視によるバルブの固定 状態の点検	目視規制	1-①	1-①	否		
89	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再 検査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省 告示第150号	経済産業省	第27条	目視等による附属品の外 観検査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
90	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再 検査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省 告示第150号	経済産業省	第28条第1項	目視による附属品等の漏 し試験	目視規制	2	2	否		
91	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再 検査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省 告示第150号	経済産業省	第28条第2項第1号	目視による附属品等の漏 し試験	目視規制	2	2	否		
92	告示	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再 検査の方法等を定める告示	平成9年3月25日通商産業省 告示第150号	経済産業省	第28条の3	目視等による附属品の外 観検査	目視規制	1-②	2	要	令和5年中	
518	通知・通達	液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用に ついて	平成30年3月30日保局第 323-9号	経済産業省	52-1	移動を開始すると及び 移動を終了したときにお ける異常の有無の目視等 による点検	目視規制	3	3	否		
519	通知・通達	液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用に ついて	平成30年3月30日保局第 323-9号	経済産業省	14-2-2.2	貯蔵の目視による外観検 査等	目視規制	1-①	1-①	否		
135	告示	製造施設的位置、構造及び設備並びに製造 の方法等に関する技術基準の細目を定める告示	昭和50年8月1日通商産業省 告示第291号	経済産業省	第10条	貯蔵の沈下状況の測定、 検査	定期検査	3	3	否		
160	告示	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施 者の認定に係る事業所の体制の基準を定める 告示	平成17年3月30日経済産業省 告示第86号	経済産業省	第10条第2項第4号ロ (1)	高圧ガス設備の定期検査	定期検査	3	3	否		
161	告示	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施 者の認定に係る事業所の体制の基準を定める 告示	平成17年3月30日経済産業省 告示第86号	経済産業省	第16条	保安管理活動の実施状況 の調査及び評価	定期検査	3	3	否		
228	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	Ⅱ 第六六条関係(1)	高圧ガスの製造施設の系 列における保安係員の常 駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
229	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	Ⅱ(3) 第六六条関係	高圧ガスの製造施設の系 列及び直における保安係 員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
230	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	Ⅱ(3) 第七二条関係	高圧ガスの販売所におけ る販売主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
231	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	Ⅱ(4) 第二五条関係	高圧ガスの製造施設の系 列における保安係員の常 駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
232	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	Ⅱ(4) 第二五条関係	高圧ガスの製造施設の系 列及び直における保安係 員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
233	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	Ⅱ(4) 第二五条関係	高圧ガスの製造施設の系 列及び直における保安係 員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
234	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	(1)Ⅰ 第六六条関係	高圧ガスの製造施設の系 列における保安係員の常 駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
235	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	(1)Ⅰ 第六六条関係	高圧ガスの製造施設の系 列及び直における保安係 員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
236	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	(1)Ⅰ 第六六条関係	高圧ガスの製造施設の系 列及び直における保安係 員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
237	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	(1)Ⅰ 第七二条関係	高圧ガスの販売所におけ る販売主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
238	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	(4) 第二五条関係 一	高圧ガスの製造施設の系 列における保安係員の常 駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
239	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	(4) 第二五条関係	高圧ガスの製造施設の系 列及び直における保安係 員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
240	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	(4) 第二五条関係	高圧ガスの製造施設の系 列及び直における保安係 員の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
243	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	(2) 第六四八条関係	高圧ガス事業の事業所 における保安監督者の専 任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	
244	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	Ⅰ 高圧ガス保安法関係 第七二条関係	高圧ガスの販売所におけ る販売主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和6年6月まで	上位法令(別表1-225:一般高圧ガス保安規則第 72条第2項)と共に検討が必要があるため。
245	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	全般	高圧ガスの製造施設にお ける保安主任者等の代理 者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和5年中	
246	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	(3) 第六二条関係	高圧ガス事業の事業所 における保安監督者の専 任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	
247	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	(4) 第二三条関係	高圧ガス事業の事業所 における保安監督者の専 任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	
248	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	(4) 第三三条関係	高圧ガスの製造施設にお ける保安統括者等の代理 者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	
252	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	令和2年8月6日20200715保 局第1号	経済産業省	第七八条関係	高圧ガスの製造施設にお ける保安統括者等の代理 者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和5年中	
369	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解 釈について(内規)	平成26年7月14日高局第1号	経済産業省	第四八条関係	高圧ガス移動監視者講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	法令等の見直しにおける工程表「高圧ガス保安 法」で見直しを予定している「高圧ガスによる災 害の防止に関する講習」に関連する講習であり、 見直し時期を合わせる必要があるため

アナログ規制を定める通知・通達等の点検対象条項一覧表  
 (高圧ガス保安法関係告示・通達抜粋)

令和5年1月1日現在

No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し要否 ※見直し「否」かつ、現在Phaseが 2又は3の本項は、見直しを要さず	見直し完了時期 ※「令和5年中」としてい るものには、期に見直し	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
370	通知・通達	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び 解釈について (内規)	平成29年7月25日保局第 20170718-1号	経済産業省	第四九条関係	高圧ガス移動監視者講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和6年6月まで	法令等の見直しにおける工程表「高圧ガス保安 法」で見直しを予定している「高圧ガスによる災 害の防止に関する講習」に関連する講習であり、 見直し時期を合わせる必要があるため